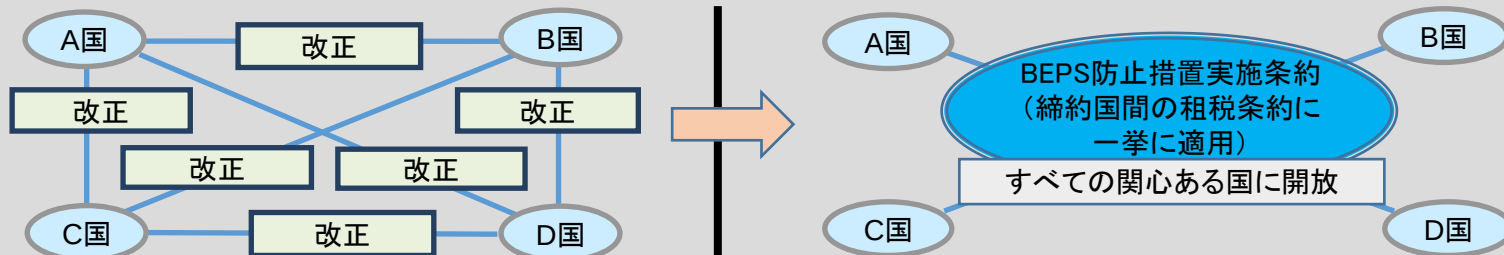


BEPS防止措置実施条約の概要及び経緯

概 要

- 本条約は、BEPSプロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入することを目的としている。
- 本条約の締約国は、租税条約に関連するBEPS防止措置を多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となる。
- 本条約により導入可能なBEPS防止措置は、①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置、及び、②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置から構成される。
- 本条約の各締約国は、既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするかを任意に選択することができ、また、本条約に規定する租税条約に関連するBEPS防止措置の規定のいずれを既存の租税条約について適用するかを所定の制限の下で選択することができる。



経 緯

- 2014年9月：BEPS報告書において、多数国間条約交渉のためのマンデートの策定を勧告。
- 2016年11月24日：参加国による条文の採択。
- 2017年6月7日：署名式（於パリ）において我が国を含む67か国・地域が署名。
- 2018年5月18日：第196回国会（平成30年通常国会）で承認。
- 2018年7月1日：先に批准書等を寄託した5か国・地域について発効。以後、批准書等を寄託した国・地域について順次発効。
- 2018年9月26日：我が国が受諾書を寄託。これにより、本条約は我が国について2019年1月1日に発効。
- 2025年11月12日現在：105か国・地域が署名。内、88か国・地域が批准書等を寄託。